

「復興特別区域基本方針」の改定案に対する意見募集の結果について

令和4年6月3日
復興庁

「復興特別区域基本方針」の改定案について、令和4年3月23日から4月15日までの期間、広く国民の皆様からご意見を募集しましたところ、3件のご意見が寄せられました。

お寄せいただいたご意見とそれに対する復興庁の考え方を別紙のとおり取りまとめました。いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。

当該基本方針につきましては、公表した案に所要の修正を加え定めることとします。

皆様方のご協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも東日本大震災からの復興に関する行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

<問い合わせ先>
復興庁 復興特区班
電話：03-6328-0265

「復興特区基本方針(改定案)」へのご意見に対する考え方について

整理番号	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
1	<p>(ご意見) 東京電力福島第一原発事故にともなう避難指示地域である福島県浜通り地域の現状を鑑みるに、薬機法の定める店舗の面積に関する基準に関して特例的に同基準を満たさぬ施設をして薬局を開設せしむとする現状の基本方針改定案をもって、当該地域における無薬局状態を解消することは容易ではなく、たとえば、災害時のみ例外的に運用される「モバイルファルマシー」を薬機法上の薬局として都道府県知事等が必要と認める期間例外的に認め、また、保険調剤等も実施できるものとする特例措置を早急に検討するべきものとする。</p> <p>また、こうした運用を実現せしむ法的運用が難しいとするのであれば、福島県知事等が必要と認める期間に限って、福島県内で開業している薬局等が例外的にモバイルファルマシーのような移動可能な医薬品等の調剤施設を運用して当該施設内で保険調剤することを認めるなどの措置を検討することを強く求めるものである。</p> <p>なお、本特例措置については、住民の帰還が本格的になり、薬局が出店を始めるようになった時点で速やかに終了しなければならないが、その判断基準は、住民が医薬品を受給するために公共交通機関を乗り継ぐことなく容易にアクセスできる距離圏に薬局等の設置がかなうなど事前に取り決めておく必要があると考える。</p> <p>(理由) 東日本大震災から11年が経過し、長期にわたる避難生活が続く被災住民の帰還が始まった。しかしながら帰還を望みながらも、生活環境等などに不安が解消されないなどの理由から帰還が進んでいるとはいえない。たとえば、浪江町が実施した住民アンケートによれば、医療及び介護サービスが約束されていることが帰還のポイントとなっていることがうかがえる結果であった。この傾向は、双葉町、大熊町なども同じような状況であると推察され、医療サービスの提供体制整備は帰還を推進する上で最重要課題である。而して各自治体は、医療機関の誘致には熱心であるが、医療提供施設である薬局等の誘致には成功していない。したがって、医療機関が戻ってきたとしても、薬局が整備されていないという理由から今まで同じ医薬品を調剤してもらえない、あるいは他の医療機関から受領している医薬品などから生じている可能性がある多重服用について相談できないなどの不利益が生じている。</p> <p>主として民間事業者によって経営される薬局の場合には、住民数が確保されなければ、経営上のリスクを鑑み出店を意志決定するのは容易ではない。しかし、一定数の住民が帰還するまで薬局なしの状態を民間の出店に任せて待ち続けるという状態は、行政上の不作為であり、帰還したい住民の要望に応えるべく積極的な行政処置を考えるのは行政の責任であると考えます。</p> <p>以上のような理由から「面積に関する基準」のみに言及している今回の基本計画改定案は不十分であり、さらなる積極行政施策を強く求めるものである。</p>	<p>ご意見として承ります。</p> <p>なお、復興特別区域制度では、地域における創意工夫をいかして復興を推進していくため、認定地方公共団体等は、内閣総理大臣に対して、新たな規制の特例措置等を提案することができる仕組みを導入しています。</p>
2	<p>過去の延長のような施策では、ただただ時間がかかるだけのようにはかと思えません。</p> <p>思い切って、国税、地方税、固定資産税等すべての税を10年くらい無しにして、復興を通り越して日本経済をリードするエリアを育成するくらいの施策を実施すべきではないかと考えています。</p>	<p>ご意見として承ります。</p> <p>なお、復興特別区域制度は、前例や既存の枠組みにとらわれず、地域限定で思い切った措置をとることが必要であるなどといった考え方に立ち創設されているほか、復興特区税制については、第2期復興・創生期間以降、沿岸部の産業復興へと支援を重点化し、産業・生業の再生等の取組を促進することとしています。</p>
3	<p>意見公募への苦情である。</p> <p>この様な書類において、いつ頃からか各分野(道路、漁業、農業、経済活動等)ごとの復興状況についての表・グラフ等の添付を行わなくなっているように思われるのであるが、公費を使うのであるから当然にその様な説明のための情報について提示するようにはしていただきたい。</p> <p>国民としては、この様な施策は、「与党議員のおともだち」達のためにジャブジャブと公費を支出するために行われているようにも思われるのであるが、復興のための公費の支出について、どの位が必要であるのか、についての参考資料が必要であるはずである。</p> <p>過度に公費を支出する事は、当該地での望ましくない者達への援助になる事にもつながるものであるが、国は、この様な意見公募案件については、ちゃんと現在に復興状況について各分野ごとの復興状況について示すようにされたい。</p> <p>以前は行っていたのであるから、出来るはずである。</p> <p>なお、その様な資料が存在しないので、意見を行っていく事について述べておくと、しかしそれでも述べられる一般的な事として、各種の支援及び一般行政においては、減免措置等のための情報収集の簡略化可能化のため及び公正性の確保のために、法人番号の利活用を行うようにされたい(もちろん、法人番号の取得を行うようにされたい。(なお、一般に、輸出入が関係するものなどについては特に高いその必要性がある事も合わせて述べておく。))。</p> <p>意見は以上である。</p>	<p>ご意見として承ります。</p> <p>なお、復興状況のデータ等については、復興庁ウェブサイト(https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-1/20131029113414.html)に掲載しておりますのでご参照ください。</p>